

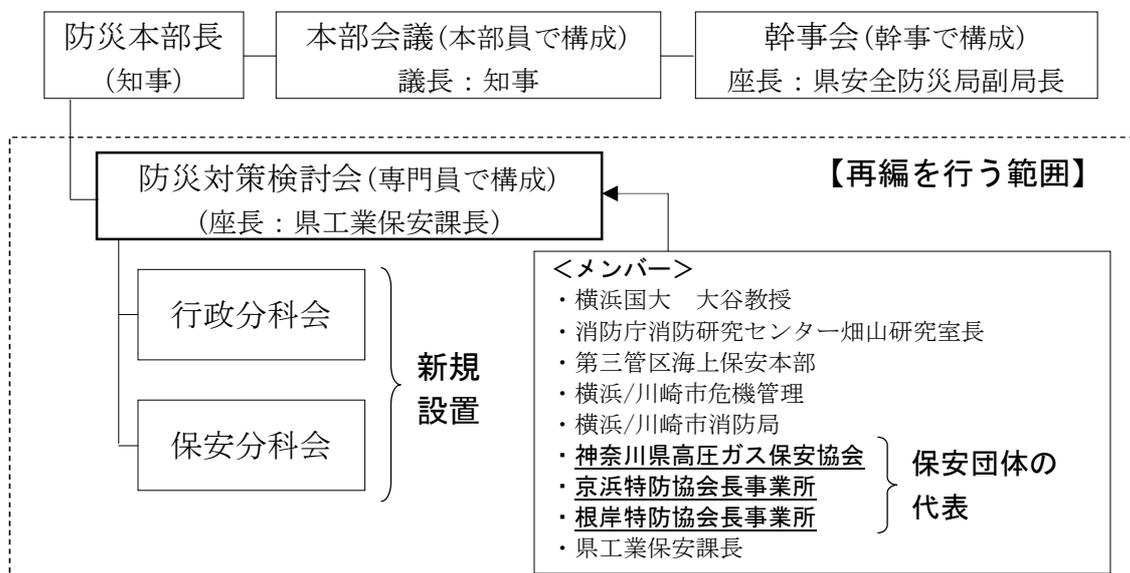
## 石油コンビナート防災等に係る検討体制について（案）

## 1 石油コンビナート防災に係る検討体制の見直し（案）

石油コンビナート等防災計画の進捗管理や今後の取組に係る検討を円滑に行うため、次のとおり検討体制を見直す。

- ① コンビナート事業所の意見を広く収集するため、幹事会の下部組織である「防災対策検討会」を各保安団体の代表事業所を含める形で再編する。
- ② 訓練の実施に係る調整や保安対策に係る技術的事項等、個別課題を検討する場として、検討会の下に行政分科会・保安分科会を設ける。

## ＜石油コンビナート等防災計画の検討・推進体制＞



## 2 防災本部会議、幹事会、防災対策検討会の今後の役割（案）

## (1) 防災本部会議

石油コンビナート等防災計画の修正承認や災害発生時の関係機関との連絡調整等を行う（石油コンビナート等災害防止法第 27 条に係る所掌事務）

## (2) 防災本部幹事会

防災本部の所掌事務の補佐に加え、定期的（年 1 回程度）に開催し、石油コンビナート等防災計画に基づき各機関が行った取組の報告を受けた上で、進捗の確認と今後の方向性について方針決定を行う。

## (3) 防災対策検討会

防災計画の進捗状況を調査、把握するとともに、調査結果からコンビナートでの新たな課題を抽出し、方向性を検討する。

また、各分科会で検討された個別事項を承認する場としても位置づける。